

日田市福祉バスの設置、管理及び運行に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

令和2年第3回日田市議会定例会に提出した「日田市福祉バスの設置、管理及び運行に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、改正条例を本日付で公布したことから、所要の改正を行う必要があること。

2. 内容

(1) 月出山線の乗降場所の名称及び位置の変更（別表第1関係）

福祉バスを運行する月出山線の乗降場所について、「求停留所」を追加するほか、名里停留所の乗降場所の位置を改めること。

(2) 月出山線の時刻表の変更（別表第4関係）

福祉バスを運行する月出山線の時刻表について、「求」の追加に伴い、所要時間並びに往路及び復路の運行時刻を改めること。

3. 施行期日

令和2年10月1日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。